

議案第10号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
10号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「2万5,800円」を「2万8,800円」に改め、同項第2号中「3万6,100円」を「4万300円」に改め、同項第3号中「3万8,700円」を「4万3,200円」に改め、同項第4号中「4万6,400円」を「5万1,800円」に改め、同項第5号中「5万1,600円」を「5万7,600円」に改め、同項第6号中「6万1,900円」を「6万9,100円」に改め、同項第7号中「6万7,000円」を「7万4,800円」に改め、同項第8号中「7万9,900円」を「8万9,200円」に改め、同項第9号中「8万2,500円」を「9万2,100円」に改め、同項第10号中「9万5,400円」を「10万6,500円」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万5,400円」を「1万7,200円」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万5,400円」を「1万7,200円」に、「2万5,800円」を「2万8,800円」に改め、同条第8項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万5,400円」を「1万7,200円」に、「3万6,100円」を「4万300円」に改める。

第5条第2項中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第3項中「すべて第3期」を「全て第1期」に改める。

第6条第1項中「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に改める。

第12条第1項中「納付義務者」を「保険料の納付義務者」に改める。

第13条第1項第5号中「被保険者が」を「被保険者であつて、」に、「者は」を「者を」に改め、「生活困窮者」の次に「であるもの」を加え、同条第2項中「前前月」を「前々月」に改める。

第14条中「並びに」を「及び」に改める。

第18条中「この法律」を「法及びこの条例」に改める。

附則第9条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナ

議案	頁数
10号	2

ウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案	頁 数
10号	3

提案理由（議案第10号）

提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の額を定めるとともに所得段階区分の基準額を変更するために条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
10号	4

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
(保険料率)	(保険料率)
第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万8,800円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万5,800円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万300円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万6,100円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万3,200円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万8,700円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万1,800円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万6,400円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万7,600円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万1,600円</u>
(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>6万9,100円</u>	(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>6万1,900円</u>
(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>7万4,800円</u>	(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>6万7,000円</u>

0円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 8万9, 20

0円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 9万2, 10

0円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 10万6, 500円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万7, 200円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万7, 200円」とあるのは、「2万8, 800円」と読み替えるものとする

0円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 7万9, 90

0円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 8万2, 50

0円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 9万5, 400円

2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、200万円とする。

4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、300万円とする。

5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度

における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万5, 400円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度

における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万5, 400円」とあるのは、「2万5, 800円」と読み替えるものとする

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「1万7,200円」とあるのは、「4万300円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 (略)

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て第1期以降の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2から4まで (略)

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「1万5,400円」とあるのは、「3万6,100円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 (略)

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて第3期以降の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2から4まで (略)

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) から (4) まで (略)

2 (略)

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) から (4) まで (略)

(5) 第1号被保険者であつて、令第39条第1項第1号(口に該当する者を除く。), 第2号又は第3号に該当する生活困窮者であるものが、規則で定める要件を満たすこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納付期限前7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) から (4) まで (略)

2 (略)

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) から (4) まで (略)

(5) 第1号被保険者が 令第39条第1項第1号(口に該当する者は除く。), 第2号又は第3号に該当する生活困窮者 _____が、規則で定める要件を満たすこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納付期限前7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を

証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで (略)

3 (略)

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第18条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法及びこの条例の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定め

証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで (略)

3 (略)

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第18条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定め

られている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

られている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)